

島根県犯罪被害者等支援条例をここに公布する。

令和4年12月23日

島根県知事 丸山達也

島根県条例第46号

島根県犯罪被害者等支援条例

目次

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 支援体制等（第8条—第10条）

第3章 基本的施策（第11条—第22条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民、事業者及び民間支援団体の役割を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進し、もって、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るとともに、県民誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるようにするための取組及び犯罪被害者等に対する社会全体の理解を深め、配慮を促進するための取組をいう。
- (4) 民間支援団体 犯罪被害者等支援を行うことを目的とする民間の団体をいう。

(5) 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後、配慮に欠ける言動、風評、^{ひぼう}誹謗中傷、過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、経済的な損失、プライバシーの侵害等の被害をいう。

(基本理念)

第 3 条 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有することを旨として推進するものとする。

- 2 犯罪被害者等支援は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ適切に行うとともに、二次被害が生じることのないよう十分配慮して行うものとする。
- 3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が、平穏な生活を営むことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として行うものとする。
- 4 犯罪被害者等支援は、国、県、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係するものによる相互の連携及び協力の下で推進するものとする。

(県の責務)

第 4 条 県は、前条に規定する基本理念（次条から第 7 条までにおいて単に「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、市町村が犯罪被害者等支援を行うために必要な情報の提供、助言その他の協力を行うものとする。

(県民の役割)

第 5 条 県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性及び県がこの条例に基づき実施する施策についての理解を深め、二次被害を生じさせること及び犯罪被害者等を孤立させることのないよう十分配慮するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第 6 条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況、犯

罪被害者等支援の必要性及び県がこの条例に基づき実施する施策についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、県がこの条例に基づき実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(民間支援団体の役割)

第 7 条 民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援に関する専門的な知識及び経験を活用し、犯罪被害者等支援を推進するとともに、県がこの条例に基づき実施する施策に協力するよう努めるものとする。

第 2 章 支援体制等

(支援体制の整備)

第 8 条 県は、国、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関するものと連携し、及び相互に協力して犯罪被害者等支援を推進するための総合的な支援体制を整備するよう努めるものとする。

2 県は、犯罪被害者等支援を担う人材を育成するため、研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(支援計画の策定)

第 9 条 県は、犯罪被害者等支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画（以下この条において「支援計画」という。）を策定するものとする。

2 支援計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 犯罪被害者等支援に関する基本的な方針
- (2) 犯罪被害者等支援に関する具体的な施策
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、犯罪被害者等支援を推進するために必要な事項

3 県は、支援計画を策定するに当たっては、県民等の意見を反映させるものとする。

4 県は、支援計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前 2 項の規定は、支援計画の変更について準用する。

(財政上の措置)

第10条 県は、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 基本的施策

(相談、情報の提供等)

第11条 県は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について、相談への対応、必要な情報の提供及び助言、犯罪被害者等支援に精通している者の紹介その他の必要な施策を講ずるものとする。

(損害賠償の請求についての支援)

第12条 県は、犯罪等の被害に係る損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図るため、犯罪被害者等の行う損害賠償の請求についての情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(経済的負担の軽減)

第13条 県は、犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため、経済的な助成に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第14条 県は、犯罪被害者等が心身に受けた影響から早期に回復し、安心して暮らすことができるようするため、その心身の状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスの提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第15条 県は、犯罪被害者等の安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第16条 県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、県営住宅（島根県営住宅条例（昭和34年島根県条例第49号）第2条第1号に規定する県営住宅をいう。）への入居における特

別の配慮その他の必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第17条 県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業者の理解を深めるために必要な施策を講ずるものとする。

(刑事手続参加のための情報提供等)

第18条 県は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事手続に適切に関与することができるようするため、刑事手続に関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(保護、捜査、公判等の過程における配慮等)

第19条 県は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程において、名誉、生活の平穏その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための職員の訓練及び啓発、犯罪被害者等支援に関する専門的知識又は技能を有する職員の配置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(県民等の理解促進)

第20条 県は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性、県がこの条例に基づき実施する施策、二次被害を生じさせ、及び犯罪被害者等を孤立させることのないよう十分配慮することの重要性等について、県民及び事業者の関心及び理解を深めるため、広報活動、啓発活動、教育活動その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間支援団体に対する支援)

第21条 県は、民間支援団体の活動の促進を図るため、犯罪被害者等支援に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(緊急支援体制の構築)

第22条 県は、犯罪等により死傷者が多数に上る事案その他の重大な事案が県内で発生した場合に、当該事案による犯罪被害者等が必要な犯罪被害者等支援を

受けられるようになるため、国、県、市町村、民間支援団体その他関係機関等による緊急支援体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行する。

(島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例の一部改正)

- 島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例（平成18年島根県条例第42号）の一部を次のように改正する。

目次中 「第 6 章 犯罪被害者等に対する支援等（第25条）」
「第 6 章 雜則（第26条）」
を
附則

則（第25条）
に改める。
」

第10条第 2 項第 2 号中才を削り、力を才とする。

第 6 章を削る。

第 7 章中第26条を第25条とする。

第 7 章を第 6 章とする。